



トクちゃん新聞

4月号



3月30日(金)は、誠に勝手ながらお休みさせていただきます。

平成19年3月28日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市楠根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963

URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

確定申告が終わりました。2月末の作業終了を目標に取り組みましたが、結局3月に入ってから作業してました。資料の回収については、お客様のご協力のおかげで、一部の方を除き、大半の方が例年より早く回収できました。ありがとうございました。しかし、せっかく早くに資料を回収しているのに、スタッフの経験が浅く、効率の悪い作業が続く、結果として仕上がりが遅くなってしまいました。これは私の指導力不足に起因するものであり、たくさんのお客様にご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

毎年同じ過ちを繰り返すわけにはいきませんので、先日、来年の確定申告作業に向けて、改善検討会を実施し、取り組むべき課題が明確になりました。来年こそ2月中旬に終わらせるつもりです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。効率の悪い作業であったとは言え、連日深夜まで作業し、3週も4週も日曜を返上し、ドリンク剤で疲れた体にムチを打ち、作業にあたってきたスタッフは、やはり頑張りました。効率よくやればそれほど頑張らなくてもよいのですが、効率悪い分時間をかけるしかありません。時間をかけて頑張りました。初めから効率よく仕事ができるのが何よりではあるのですが、これも生みの苦しみ。今後につながればと思っています。

さて、このたび、このように頑張ってくれたスタッフの慰労のため、勝手ながら、3月30日をお休みとさせていただきます、心身ともにリフレッシュし、改めて仕事に励みたいと思います。

◆税務情報

税制改正：償却可能限度額まで償却済みの既存資産は5年均等償却が強制適用！

平成19年度税制改正の一つに、現行の減価償却制度を改正(償却可能限度額の廃止等)することが予定されています。この改正ポイントの一つに、**※1 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産のうち、現行制度の下、償却可能限度額まで償却が進んだ資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で均等償却することになりそうです。**

※1. 平成19年4月1日以後取得する減価償却資産は、償却可能限度額(所得価額の95%相当額)は廃止され、取得価額の全額償却が可能となります。詳しくは、「トクちゃん新聞 19年1月号」の税務情報のコーナーをご参照下さい。

これらの改正案については、一般的に大企業を中心とした減価償却資産を多く保有する法人にとってメリットがある改正として受け止められていますが、この改正案は法人税に限らず、所得税法においても同様に改正される予定です。

よって、個人事業者が平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産も改正税法適用後の減価償却制度が適用され、さらに、個人事業者所有の償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却済みの資産については、

平成19年以後の5年間で『強制的に均等償却』することになりそうです。

<ex> 平成18年12月末 簿価5万[取得価額100万](償却可能限度額まで償却済み)減価償却資産を保有している場合
→ 平成19年以後、5年間で、1万円ずつ減価償却していきます。

◆今から始める!? 平成19年分の確定申告準備

先日、平成18年分の確定申告が終わったばかりで、少し気が早いですが、以前、「トクちゃん新聞」(12月号)でお知らせ致しましたように、平成19年分から「所得税」が最低税率10%から5%に引き下げた6段階の税率へ変更されるとともに、平成19年6月からは「個人住民税」が一律10%(現行は3段階)へ変更されます。よって、確定申告においては、一般的には所得税が減額されます。それに比例し、所得税控除が税額に与える税額も18年分と比べ減少しますが、個人住民税率の変更により、『**所得税+住民税の合計納税額はほぼ変わりません**』ので、所得控除の中でも医療費は毎回の保管が大事です。みなさん、今から、きちんと保管しておきましょう!!

◆経費削減アクションプラン

「みなさん、在庫管理はどのようにされていますか?」在庫管理で、代表的なものに、『ABC分析』というものがあり、管理対象を最重要(Aランク)、次に重要(Bランク)、あまり重要ではない(Cランク)と3つにランク付けし、Aランクから優先して重点的に管理していく手法です。このランクを判断する基準は、例えば、在庫金額や、売上額の多い順であったりします。仮に、在庫金額の大きい順にABC分けすることとした場合、これは万が一不良在庫になった時の損失額の大きい順ということになります。このランク表をもとに、大事なものを優先して管理することで不良在庫が発生したとしても、その金額を最小限に抑えることができます。この考え方は顧客管理、営業管理にも使えます。是非、ご活用下さい!! ◆参考図書:「はじめての経費削減100問100答」著:出口秀樹/福沢康弘 明日香出版社

◆税務スケジュール(4月)

4月10日(火)
・3月分 源泉所得税の納付
・3月分 住民税の納付(特別徴収)



5月1日(火)
・2月決算法人 確定申告
・8月決算法人 中間(予定)申告
・3月分社会保険料
・固定資産税 第1期分



担当:岡村

◆弥生(得)情報

「月次試算表(会計データ)をエクセルに書き出してみませんか!!」
みなさんは、入力している会計データは(弥生)会計ソフトが入っていないと紙に出力しなければ見ることができないとお思いでしょうか。弥生会計ソフトには、ご入力された「仕訳日記帳」や「月次試算表」などをボタン1つでエクセルに書き出す機能が備わっています。
そうすることで、特に会計ソフトの入っていない社長さまのパソコン上で気軽に確認することが可能となります。また、エクセル上でいろいろ加工することができますので、社長さまの気になるところを色付けしたり、どンドン会計データをご活用いただければと思います。よろしければお試しください。

担当:荒田

◆お客様紹介 株式会社ネットアシスト 様

- 1) 会社情報
① 設立日 : 平成12年6月1日
② 事業内容 : インターネット接続サービス
③ 代表取締役 : 水谷靖隆
④ URL : <http://www.netassist.ne.jp/>



※さらに、詳しい情報は、当事務所HP「お客様の声」をご覧ください。



※写真、右奥が水谷社長です。

2) どんな会社? (担当者:荒田からのコメント)
とてもスピードのある会社です。水谷社長は常に先手を打ち、起こるであろう問題等に関して淡々と解決されています。また、会社の会計情報をうまく活用されており、今後、より一層経営判断に使える会計の仕組みもどンドン進めておられ、いろいろ学ばせてもらっています。他にも、会社に訪問させていただくと、社員さまの礼儀もすばらしく、見習わなければならないと思っています。部門別独立採算制を敷いておられ、各部門長が社長をサポートし、エネルギーに事業を進めておられます。そのスピードに遅れることなく、少しでもお役に立つことができればと思っています

3) 自社アピール

当社は、サーバーハウジング・ホスティング業務、レンタルサーバー業務を行っております。当社のサーバーハウジング・ホスティング業務は、運用保守・メンテナンスに重きを置きユーザー様での面倒な作業を極力弊社が代わって行うことができるようなサービス体系となっております。レンタルサーバーサービスは、月額840円から始めることができ、「自分のドメインでホームページ、メールアドレスなども持てみたい」、「レンタルサーバーに興味があるが予算を掛けたくない」といった方にお勧めです。当サービスは専用の設定ツールを搭載しているので、メール設定などの専門的な知識なしで行え、初めての方でも安心して運用する事ができます。

◆スタッフ紹介

春ですね。
春は別れと出会いの季節。
我が家の長男も二年間通った幼稚園を卒園しました。卒園式では壇上で修了証書もらう息子の姿をみて、涙してしまいました。子供は親が考える以上のスピードで心身共にドンドン成長しているのですね。嬉しいことなのに、子供が離れていくようでなんだか淋しいです。
四月からはいよいよランドセルを背負って小学校に通います。新しいお友達や先生と一緒に沢山の事を学んで欲しいと思います。私も息子に負けぬように成長しなくては。
子供が親離れする時にキチンと私も子離れ出来るように。
徳野 久美



◆税金クイズ

お花見の季節ということで今回は酒税についてのクイズです。350mlあたりの酒税が1番高いもの(1つ)、低いもの(2つ)は次のうちどれでしょうか?

- ①ビール ②発泡酒 ③ビール風酒類(第3ビール)
④清酒 ⑤果実酒(ワイン) ⑥焼酎(20度) ⑦ウイスキー

- ①ビール 177円
②発泡酒 47円
③ビール風酒類(第3ビール) 129.5円
④清酒 42円
⑤果実酒(ワイン) 28円
⑥焼酎(20度) 70円

【解答】